

石川県公報

平成31年2月1日

第13177号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示			
○保安林の皆伐面積の限度	(森林管理課)	1	○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (同) 3
公 告			
○県警緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告	(農業基盤課)	2	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) 3
○建設業の許可の取消しの公告	(監 理 課)	2	教育委員会
○公共測量終了公告	(同)	3	○県指定有形文化財の指定
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告	(都市計画課)	3	4

告 示

石川県告示第38号

平成31年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成31年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥能登東部 水源涵養保安林	46.82	
奥能登西部	158.09	
中能登東部	12.34	
中能登西部	50.66	
中能登中部	48.92	
中能登南部	79.36	
富来川神代川	10.01	
羽 昨 川	78.46	
犀川大野川	499.68	{ 国有林 195.92 民有林 303.76
手 取 川	1,209.77	{ 国有林 341.84 民有林 867.93
梯 川	274.04	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
大 聖 寺 川	480.06	{ 国有林 30.28 民有林 449.78
小 計	2,948.21	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.14	
奥能登西部	0.78	
中能登東部	0.28	
中能登西部	2.84	
中能登中部	0.42	

中能登南部	〃	6.50	
富来川神代川	〃	1.66	
羽 昨 川	〃	18.16	
犀川大野川	〃	7.56	
手 取 川	〃	5.32	{ 国有林 3.66 民有林 1.66
梯 川	〃	5.16	{ 国有林 5.12 民有林 0.04
大 聖 寺 川	〃	0.12	
小 計		51.94	
中能登西部	干害防備保安林	1.68	
犀川大野川	〃	1.32	
大 聖 寺 川	〃	0.08	
小 計		3.08	
能登地区	保健保安林	134.52	
能登地区～手取川	〃	65.34	
手 取 川	〃	31.66	
手取川～福井県境	〃	159.18	
小 計		390.70	
合 計		3,393.93	

公 告

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を平成31年2月4日から同年3月5日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
津幡大池地区	県営震災対策農業施設整備事業	県営緊急耐震工事計画書の写し	津幡町産業建設部農林振興課

建設業の許可の取消しの公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成31年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 処分をした年月日 平成31年1月31日
- 2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
 - (1) 商号 ステアレイル工業
 - (2) 代表者の氏名 安戸 昭友
 - (3) 主たる営業所の所在地 石川県能美市佐野町ル46番地6

(4) 許可番号 石川県知事許可(般-27)第18256号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項の規定による建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

当該建設業者は、刑法(明治40年法律第45号)第190条及び第199条の罪により、平成30年12月7日に金沢地方裁判所において、懲役15年の判決を受け、同月22日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢地方事務局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	平成30年11月1日から 同年12月20日まで	金沢市元町二丁目、浅野本町一丁目、 二丁目ほか

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 組合の名称
松任駅北相木地区土地区画整理組合
- 事務所の所在地
白山市相木町76番地
- 設立認可の年月日
平成16年11月11日
- 変更認可の年月日
平成31年1月23日
- 変更の内容
事業施行期間
平成16年11月19日から平成33年3月31日まで

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
白山都市計画土地区画整理事業 (松任駅北相木第二地区)	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月1日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
白山都市計画道路 (3・4・10号 相木成線)	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第2号

石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第4条第1項の規定により、次の有形文化財を石川県指定有形文化財に指定する。

平成31年2月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

有形文化財

種 別	名 称	員数	所 在 地	所有者
考古資料	堅田館跡出土品	732点	金沢市上安原南60番地 金沢市埋蔵文化財センター	金沢市